

別室支援の充実のために

～別室で児童生徒にかかわる方へ～

「教育機会確保法*」には、学校に登校していない児童生徒が行う多様な学習活動を踏まえた個々の状況に応じた支援の大切さが示されており、また、児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の整備も求められています。現在、各学校において別室等を設置し、子供たちを支援することで、「人とかかわれるようになった。」「前向きに学習するようになった。」などの成果を上げています。

別室支援を実施している学校で支援にかかわる方々に、留意してほしい点などをまとめました。

*宮城県教育委員会の
ウェブページ
「教育機会確保法」
についてはこちらから



別室支援の目的は・・・

児童生徒が、所属学級とは別の学習環境の中で「社会的自立」を目指し、充実した活動ができるように支援することです。教室に戻すことのみをゴールにせず、児童生徒や保護者とよく話し合い、思いや願いを踏まえて支援を行うことが大切です。



支援にかかわる方の留意点

- 校長先生の別室支援の運営方針と別室支援の目的を理解し、一人一人に配慮した支援を行いましょう。アセスメントを基にした支援計画による支援が大切です。
- 児童生徒の抱えている「不安」や「悩み」を理解し、その気持ちに寄り添い支援しましょう。
- 児童生徒の強み（ストロングポイント）を見付け、伸ばす支援を心掛けましょう。
- 学級担任や教科担任等と協力し、児童生徒の実態に応じた学習支援や自立支援の活動を通して「わかる喜び」「できる喜び」を味わえるように努めましょう。
- 別室には児童生徒だけにならないように配慮しましょう。誰もいない別室に登校し、一人で自習するだけでは、一人一人に配慮しているとは言えません。
- 今後の支援の参考となる資料を得られるよう、児童生徒の学習や生活の様子等を記録しましょう。他の先生方と共有することも大切です。
- 困ったことがあれば、一人で悩まず声にして他の先生方に報告・連絡・相談をしましょう。一人で抱え込まないことが大切です。